

令和元年度産業廃棄物処理施設専門委員会議事要旨

日時	令和2年1月14日（火） 午後1時30分から午後2時45分まで
場所	埼玉会館5B会議室（さいたま市浦和区高砂3-1-4）
委員名	藤吉委員長、荒井委員、小野委員、木村委員
県担当者	（資源循環推進課） 河原塚課長、白鳥副課長、岩村主幹、高杉主査、吉村主任 （秩父環境管理事務所） 吉原担当部長
傍聴者等	・横瀬町 1名 ・申請者（担当） 2名

【1. 会議の公開の可否について】	
質問・意見	説明・回答
1 議会の公開について説明を求める。 （藤吉委員長）	・設置要綱第6条の規定に基づいて原則公開だが、出席委員の2/3以上の議決がある場合は非公開となる。 （事務局）
2 意見質問がなければ、公開の原則に従い、本会議は公開とする。 （藤吉委員長）	・異議なし （各委員）

【2. 三菱マテリアル㈱の一般廃棄物処理施設設置許可申請について】	
質問・意見	説明・回答
1 一廃汚泥の受け入れに際し、防爆措置はどのようなものを講じているのか。建屋を吸気しているのは説明を受けたが、ホッパー内についてはどうか。	・建屋だけでなく、ホッパー内部も吸気している。ガスが溜まることはない。 （申請者）
2 既に受け入れて処理している下水汚泥は酸素にさらされていることが多く、発酵には通常一週間程度かかるためその間に処理が進み、爆発の心配はあまりない。しかし、メタン発酵汚泥はおよそ1日で発酵が進む上、下水汚泥と混ぜると下水汚泥の未発酵部分の発酵が進みガスがたまる。 対策を講じているのであれば、わかりやすく図面上で示すこと。 （小野委員）	・位置がわかるよう、図面上で示すようにする。 （申請者）

3	<p>有機性汚泥の発酵ガスによる事故が発生した事例もある。事故が起きると、施設自体の評価が下がってしまうので、しっかりとして安全対策を講じてほしい。</p> <p>(荒井委員)</p>	<p>・了解した</p> <p>(申請者)</p>
4	<p>排ガス質を連続分析しているが、異常変動に対してはどう対応するつもりか。</p> <p>(藤吉委員長)</p>	<p>・原料投入と異常変動発生のタイミングから、原因と疑われるものの投入を順次停止し、確認する。</p> <p>(申請者)</p>
5	<p>現状における排ガスの連続測定、もしくは第三者機関による測定結果について状況を教えてもらいたい。</p> <p>(荒井委員)</p>	<p>・SO_x、塩化水素に関しては、原料が石灰石であるためほぼ発生しない。NO_xについては尿素添加により脱窒を行っている。</p> <p>環境汚染物質が基準値を上回ることはない。</p> <p>(申請者)</p>
6	<p>一廃汚泥の最大投入量はどれくらいか。</p> <p>(小野委員)</p>	<p>・汚泥の大半は下水汚泥を用いるつもりだが、理論上は設備の最大投入量(すべて一廃汚泥とした場合の量とせざるを得ない。ポンプの圧送能力から算出している。</p> <p>(申請者)</p>
7	<p>災害時に一般廃棄物(し尿汚泥)の受け入れも想定しているのか。</p> <p>(小野委員)</p>	<p>・通常の契約を優先するので、災害時だからといってすぐに受け入れられるとは言えない。</p> <p>(申請者)</p>
8	<p>県とは、災害廃棄物としての一般廃棄物(し尿汚泥)の処理に係る協定は結んでいるのか。</p> <p>(小野委員)</p>	<p>・現時点では結んでいない。</p>
9	<p>資料6で「メタン発酵残渣の一般的な発生ガス成分について調査中」とあるが、一般的などとはどういうことか。</p> <p>(藤吉委員長)</p>	<p>・受け入れ予定の事業所における発生ガスの性状、ガスの処理方式等についてメーカーに確認している。</p> <p>現状の活性炭で除去しきれない場合は、吸着剤の使用等を検討する。</p> <p>(申請者)</p>
9	<p>アルデヒド系は活性炭での除去が難しいので、気を付けてもらいたい。</p> <p>受入計画があまりに曖昧だと評価できないので、現在何が分かっている、どのような対策を講じていて、その結果問題ない。」と整理しても</p>	

	<p>らいたい。 (藤吉委員長)</p>	
10	<p>悪臭の規制値はクリアできているか。 (荒井委員)</p>	<p>・悪臭防止法の敷地境界、煙突等排出 口で基準が適用となる。横瀬町はC 区域の基準適用であるが、守るべき 自主基準としてより厳しいA基準を 満たすこととしている。 ミニアセスではクリアできている。</p>
11	<p>受け入れる汚泥の性状に制限を設けることで、 安全対策を図るという方法もある。 (小野委員)</p>	<p>・受け入れ予定の事業所からデータ をもらう等、検討したい。</p>
12	<p>図面にある池は三菱マテリアルの所有地になる のか。騒音の測定結果を見るに当たり、敷地境 界の位置が重要になるので確認したい。 (木村委員)</p>	<p>・図中の池は横瀬町の所有である。た だし、池の外側まで三菱マテリアル のフェンスで囲われ第三者が立ち入 ることができない管理区域となっ ているため、池の外側を敷地境界と考 えて問題ないと考えている。</p>
13	<p>排ガスの自主測定結果の公表状況、台帳の整備 状況はどうなっているか。 (荒井委員)</p>	<p>・自主測定結果はホームページで公 表し、記録も適切に管理されている。</p>